

○戸田市重度障害者等福祉金支給条例

昭和45年3月28日

条例第29号

改正 昭和47年7月1日条例第26号

昭和47年12月27日条例第36号

昭和49年7月1日条例第32号

昭和50年12月23日条例第31号

昭和52年6月24日条例第39号

昭和53年9月26日条例第30号

昭和54年10月1日条例第26号

昭和55年12月20日条例第25号

昭和56年9月28日条例第27号

昭和57年9月27日条例第38号

昭和60年3月29日条例第6号

昭和61年3月1日条例第9号

平成18年3月16日条例第12号

平成21年9月30日条例第22号

平成24年3月27日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、重度の障害等を有する者（以下「重度障害者等」という。）の健全な発育と福祉の向上をはかるため、戸田市重度障害者等福祉金（以下「福祉金」という。）を支給することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障害者等」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者のうち、「((A))」、「A」又は「B」の障害を有する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者のうち同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の規定に基づく2級以上の障害を有する者

- (3) 規則で定める超重症心身障害児である者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち同法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定に基づく2級以上の障害を有する者
- (5) 規則で定める特定疾患等により患している者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める者

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者及び後見人であつて、重度障害者等を現に保護し、当該重度障害者等が福祉金に関する諸手続を行うことができない場合は、これを代理することができる者をいう。

（受給資格等）

第3条 福祉金を受けようとする者は、市長に申請し受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、本人又は保護者に通知するものとする。

（受給資格の消滅）

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当することになったときは、受給資格を失う。

- (1) 受給資格者が第2条第1項各号のいずれの規定にも該当しなくなったとき。
- (2) 受給資格者が死亡したとき。
- (3) 受給資格者が本市に居住しなくなったとき。

2 前項各号のいずれかに該当することになったときは、受給資格者又は保護者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（福祉金の額）

第5条 福祉金の額は、別表のとおりとする。

（支給期間）

第6条 福祉金の支給期間は、申請した日の属する月から、支給すべき理由が消滅した日の属する月までとする。

（支給の制限等）

第7条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉金の支給を停止することができる。

(1) 受給資格者の前年の所得（1月から7月までの月分の福祉金については、前々年の所得とする。）により、戸田市税条例（昭和35年条例第1号）第11条の規定に基づく市民税が課税されているとき。

(2) 前号の市民税課税状況が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

(3) 受給資格者が公費で病院に入院したとき。

(4) 受給資格者が障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条又は第14条に規定する施設等に入所したとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（福祉金の返還）

第8条 偽りその他不正の手段により福祉金を受けた者があると認めるときは、市長は支給した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（再判定）

第9条 市長は必要があると認めるときは、受給資格者又はその保護者に対し、当該受給資格者の障害程度について判定を受けるよう命ずることができる。

（適用除外）

第10条 この条例は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条の規定による障害児福祉手当又は同法第26条の2の規定による特別障害者手当を受けている者には適用しない。ただし、第2条第1項第3号に定める者については、この限りでない。

2 この条例は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定に基づき福祉手当の支給を受けている者については、適用しない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

2 戸田市身体障害者福祉金支給条例（昭和41年条例第18号）は、廃止する。

附 則（昭和47年条例第26号）

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第36号）

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。
- 2 この条例は、法第17条の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者については適用しない。ただし、当該法律の支給額が本条例の支給額より少ない場合は、その差額を支給する。

附 則（昭和52年条例第39号）

- 1 この条例は、昭和52年8月1日から施行する。
- 2 この条例は、法第17条の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者については、適用しない。

附 則（昭和53年条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年8月1日から適用する。
- 2 この条例は、法第17条の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者については、適用しない。

附 則（昭和54年条例第26号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年8月1日から適用する。
- 2 この条例は、法第17条の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者については、適用しない。

附 則（昭和55年条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年8月1日から適用する。
- 2 改正前の戸田市重度心身障害者福祉金支給条例の規定に基づいて支払われた福祉金は、改正後の戸田市重度心身障害者福祉金支給条例の規定による福祉金の内払とみなす。
- 3 この条例は、法第17条の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者については、適用しない。

附 則（昭和56年条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。
- 2 この条例は、法第17条の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者に

については、適用しない。

附 則（昭和 57 年条例第 38 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、法第 17 条の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者については、適用しない。

附 則（昭和 60 年条例第 6 号）

- 1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、法第 17 条の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者については、適用しない。

附 則（昭和 61 年条例第 9 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 12 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に福祉金の支給を受けている者の平成 18 年 1 1 月分までの福祉金の支給については、戸田市重度障害者等福祉金支給条例第 7 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 22 号）

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 8 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第 5 条関係）

障害程度	月額
第 2 条第 1 項各号に規定する者（次項に定める者を除く。）	8, 000 円
第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者のうち B の障害を有する者及び同項第 5 号に規定する者	4, 000 円